

平成 24 年 6 月 27 日

文部科学大臣
平野 博文 殿

「ゴルフ場利用税」の廃止を求める要望書

日本ゴルフ関連団体協議会
ゴルフ場利用税廃止運動推進本部

【参加団体】

公益財団法人日本ゴルフ協会
47 都道府県ゴルフ連盟/協会
北海道ゴルフ連盟
東北ゴルフ連盟
関東ゴルフ連盟
中部ゴルフ連盟
一般社団法人関西ゴルフ連盟
中国ゴルフ連盟
四国ゴルフ連盟
九州ゴルフ連盟
公益社団法人ゴルフ緑化促進会
公益社団法人日本パブリックゴルフ協会
社団法人日本ゴルフ場事業協会
社団法人日本ゴルフ用品協会
社団法人全日本ゴルフ練習場連盟
一般社団法人日本ゴルフトーナメント振興協会
社団法人日本プロゴルフ協会
社団法人日本女子プロゴルフ協会
社団法人日本ゴルフツアー機構
NPO 日本芝草研究開発機構
全国ゴルフ会員権取引業団体連絡会
全国ゴルフ場関連事業協会
日本ゴルフコース設計者協会
日本ゴルフジャーナリスト協会
日本ゴルフ場支配人会連合会

一.ゴルフ場利用税の廃止を強く要望する

平成 23 年に施行されたスポーツ基本法第 5 条「スポーツ団体の努力」及び第 6 条「国民の参加および支援の促進」に基づき、ゴルフの普及・振興の大きな阻害要因となっており、諸外国にも類をみないスポーツを行う者への課税である「ゴルフ場利用税廃止」を強く要望する。

本税を廃止すべき理由

1. スポーツ基本法は前文において「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」と、その意義を謳っている。そして、第 2 条においてスポーツの効用を逐次説明し、第 3 条から第 5 条では国・地方公共団体、スポーツ団体に対してスポーツを振興すべき責務があることを明記している。また、第 6 条においては国民がスポーツに参加できる環境を整備し、促進すべく努力するよう促している。本法律に基づき、スポーツ振興をはかるには、振興を阻害する要因は取り除かれるべきである。世界にも類を見ない、ゴルファーへの課税行為であるゴルフ場利用税は、本法律の趣旨にまったくもって反している。
2. ゴルフは平成 11 年より、国民体育大会の正式種目として採用され、また平成 13 年からは中高年者の総合競技大会「日本スポーツマスターズ」において、全 12 競技のひとつにゴルフ競技が採用されている。ゴルフが「国民スポーツ・生涯スポーツ」として広く国民に支持されているからである。また、県民ゴルフ大会や町民ゴルフ大会などが盛んに開催されるようになっている。
急速に高齢化社会を迎えつつあるわが国にとって「余暇活動の充実」「健康増進」は非常に重要なテーマであり、ゴルフは高齢になっても行える格好の生涯スポーツとして親しまれている。更に、2014 年に長野県軽井沢において世界アマチュアゴルフ選手権競技が開催される。続いて 2016 年にはリオ・デ・ジャネイロ五輪から、ゴルフは正式競技として復帰することになっている。これは世界最高峰の競技大会そのものが、ゴルフはスポーツであり、単なる遊興でないということを証明している。
このように世界中でゴルフに関心が高まりつつある中で、ゴルフ場利用税という、スポーツへの課税制度を持つ我が国が世界中からの批判を受けるであろうことは想像に難くない
3. ゴルフ場利用税は平成元年に施行された。平成 15 年からは一部非課税となり、全体の約 5%が非課税者であった。その後非課税者の割合は逐次増加し、平成 22 年度では全体の 11.9%が非課税者となっている。この間のゴルフ場利用者推移をみると、全体の入場者は減少しているにも関わらず、非課税入場者だけは増加を続けている。つまり、ゴルフ場利用税の存在が、ゴルフというスポーツへの参加を阻害するものとして機能している。
4. そもそも消費税導入の趣旨に鑑みてみれば、個別間接税であるゴルフ場利用税は廃止されるべきであった。さらに本税を消費税に加えて二重課税することは不公平である。

平成元年の消費税の導入に伴い、娯楽施設利用税が廃止されたものの、ゴルファーには担税力がある、として本税だけが新設された。しかしながら、現在ゴルフは競技人口約 1,000 万人を擁する、まさに国民スポーツであるとともに、ゴルフのプレー料金は低下の一途であり、富裕層が行うスポーツというのは偏見にすぎない。そこに特段の「担税力」は見いだせない。

5. もうひとつの課税理由にゴルフ場の開設時やその後の運営において特別に道路取り付けや水道の提供など特別な「行政サービス」を受けており、そのコストを課税するという理由（応益税）があげられている。しかしゴルフ場が、他の競技施設あるいは事業所に比し特段の行政サービスを享受していることは無く、逆にゴルフ場による新たな雇用の創出や諸物品販売などの事業が発生、地元経済の活性化に大きく貢献している。

【スポーツ基本法抜粋】

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

【ゴルフ場利用税とゴルフ場利用者の推移】¹

年度	ゴルフ場数	延利用者数計 (千人)	課税者数 (千人)	非課税者数 (千人)	非課税者割合 (%)	利用税額 (百万円)
15	2,457	88,376	84,269	4,108	4.6	69,203
16	2,453	85,307	80,061	5,246	6.1	63,738
17	2,446	86,046	79,949	6,097	7.1	61,849
18	2,442	88,235	81,028	7,207	8.2	61,324
19	2,442	89,020	80,908	8,112	9.1	60,227
20	2,442	90,786	81,758	9,029	9.9	59,820
21	2,445	91,642	81,641	10,001	10.9	58,316
22	2,432	88,061	77,578	10,483	11.9	54,640

¹ (社)日本ゴルフ場事業協会調